

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 9 月 24 日（木）第 756 号



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

○直接請求の連署に必要な有権者の数（※）

（選挙管理委員会取扱い） 1

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

鹿児島県選挙管理委員会告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、令和8年6月19日鹿児島県選挙管理委員会告示第31号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

令和8年9月24日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

左 欄	右 欄
地方自治法第74条第1項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	25,572
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	259,820
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	鹿児島市・鹿児島郡区 148,189
	鹿屋市・垂水市区 29,908
	枕崎市区 5,162
	阿久根市・出水郡区 7,558
	出水市区 13,839
	指宿市区 10,238
	西之表市・熊毛郡区 10,462
	薩摩川内市区 24,634
	日置市区 12,597
	曾於市区 8,774
	霧島市・姶良郡区 35,871
	いちき串木野市区 7,113

	南さつま市区	8,565
	志布志市・曾於郡区	10,820
	奄美市区	12,638
	南九州市区	8,598
	伊佐市区	6,295
	始良市区	21,297
	薩摩郡区	5,143
	肝属郡区	8,721
	大島郡区	14,916
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		259,820
地方自治法第86条第1項に基づく副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		